

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府久世郡久御山町森三丁6番地

名称 株式会社大宝化成

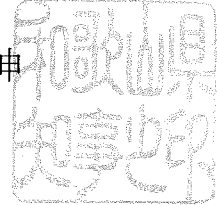
代表取締役 小山 直紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可の年月日 平成31年 1月21日

許可の有効年月日 平成36年 1月20日



## 1. 事業の範囲

## 取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（pH2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シメジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又は1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（pH12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シメジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又は1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 鉍さい（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 5) ばいじん（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 6) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 7) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シメジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジメチル又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設  
なし3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
なし

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有